

乗用装置のある  
トラクター・コンバイン・田植機などを  
(農耕用の小型特殊自動車)  
お持ちの方へ

◎乗用装置のある「トラクター」「コンバイン」「田植機」などは、

軽自動車税(種別割)が課税されます。(申告必要)



軽自動車税(種別割)の申告をして  
ナンバープレートの交付を受けてください

**Q 1** 田んぼや畑でしか使わない(公道を走らない)のに、ナンバープレートをつけなくてはならないの？

A 1 軽自動車税(種別割)は所有していることで課税されます。公道走行の有無とは無関係です。  
所有している場合は必ず申告してください。(使用していなくても課税されます)

**Q 2** 農耕用特殊自動車には、どんな車両があるの？

A 2 農耕トラクター、農業用薬剤散布車、刈取り脱穀作業車(コンバイン)、田植機などで、乗用装置のあるものが対象です。※型式認定番号「農〇〇〇号」  
このうち最高速度が35km/h未満のものが農耕用の小型特殊自動車となります。

**Q 3** 税額はいくらですか？申告はどこにするの？

A 3 税額は市町村によって異なります。  
申告は、小型特殊自動車がある市町村の税務担当部署で受け付けていますので、税額や申告の際の必要書類など、詳しくお問い合わせください。

※上記の小型特殊自動車の要件を満たさない場合は、大型特殊自動車に該当します。事業用資産の場合は、固定資産税(償却資産)の対象となりますので、必ず申告等の手続きをお願いします。

問合先：御坊市役所 税務課  
電話:0738—23—5504

## 小型特殊自動車に該当する フォークリフトなどをお持ちの方へ

◎小型特殊自動車に該当する「フォークリフト」などは、

**軽自動車税(種別割)が課税されます。(申告必要)**

×固定資産税(償却資産)は課税されません



軽自動車税(種別割)の申告をして  
ナンバープレートの交付を受けてください

**Q 1** 工場内でしか使わない(公道を走らない)のに、ナンバープレートをつけなくてはならないの？

A 1 軽自動車税(種別割)は所有していることで課税されます。公道走行の有無とは無関係です。  
所有している場合は必ず申告してください。(使用していなくても課税されます)

**Q 2** 小型特殊自動車には、フォークリフト以外にどんな車両があるの？

A 2 ショベルローダー、タイヤローラー、グレータアスファルトフィッシャー、ターレット式構内運搬自動車、林内作業車、草刈作業車などがあります。※型式認定番号「特〇〇〇号」

**Q 3** 小型特殊自動車と大型特殊自動車の違いは？

A 3 ①車両の長さ4.7m以下 ②車両の幅1.7m以下  
③車両の高さ2.8m以下 ④最高速度15km/h以下  
①～④の全ての要件の範囲内であれば小型特殊。それ以外は大型特殊になります。

**Q 4** 税額はいくらですか？申告はどこにするの？

A 4 税額は市町村によって異なります。  
申告は、小型特殊自動車がある市町村の税務担当部署で受け付けていますので、  
税額や申告の際の必要書類など、詳しくお問い合わせください

※上記の小型特殊自動車の要件を満たさない場合は、大型特殊自動車に該当します。事業用資産の場合は、固定資産税(償却資産)の対象となりますので、必ず申告等の手続きをお願いします